

令和 5 年 度

健全化判断比率審査意見書

資金不足比率審査意見書

秋 田 県 監 査 委 員

監 委 ー 7 1 2
令和6年10月4日

秋田県知事 佐 竹 敬 久 様

秋田県監査委員 今 川 雄 策

秋田県監査委員 三 浦 英 一

秋田県監査委員 嶋 貢

秋田県監査委員 半 田 直 樹

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、別紙のとおり意見を提出します。

健全化判断比率審査意見書

第1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に定める、令和5年度決算に係る実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象とした。

第2 審査の方法

令和5年度の健全化判断比率の審査においては、秋田県監査基準（令和2年3月24日秋田県監査委員告示第1号）に準拠し、健全化判断比率が適正に算定されているか及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを検証するため、決算関係書類その他の帳簿及び証拠書類との照合等を行うとともに、関係部局から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

第3 審査の結果及び意見

審査の結果、重要な点において、次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であることが認められた。

比 率 名	令和5年度 算 定 比 率	令和4年度 算 定 比 率	早期健全化基準 (参 考)
実 質 赤 字 比 率	－ %	－ %	3. 7 5 %
連結実質赤字比率	－ %	－ %	8. 7 5 %
実質公債費比率	1 5. 3 %	1 5. 3 %	2 5 %
将 来 負 担 比 率	2 4 3. 0 %	2 4 4. 6 %	4 0 0 %

(注) 1 実質赤字比率は、黒字であることから表示されない。

2 連結実質赤字比率は、資金剰余（黒字）であることから表示されない。

資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に定める、令和5年度決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象とした。

第2 審査の方法

令和5年度の資金不足比率の審査においては、秋田県監査基準（令和2年3月24日秋田県監査委員告示第1号）に準拠し、資金不足比率が適正に算定されているか及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを検証するため、決算関係書類その他の帳簿及び証拠書類との照合等を行うとともに、関係部局から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

第3 審査の結果及び意見

審査の結果、重要な点において、次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であることが認められた。

会 計 名	資金不足比率		経営健全化 基準（参考）
	令和5年度	令和4年度	
電 気 事 業 会 計	－ %	－ %	20 %
工 業 用 水 道 事 業 会 計	－ %	－ %	20 %
下 水 道 事 業 会 計	－ %	－ %	20 %
工業団地開発事業特別会計	－ %	－ %	20 %
能代港エネルギー基地建設 用地整備事業特別会計	－ %	－ %	20 %
港湾整備事業特別会計	－ %	－ %	20 %
秋田港飯島地区工業用地 整備事業特別会計	－ %	－ %	20 %

（注）各会計の資金不足比率は、資金剰余（実質収支が黒字）又は実質収支が均衡し資金不足が発生していないことから表示されない。